

**「京都市民健康づくりプラン(第2次)」の現状の評価・見直し及び  
「京都市たばこ対策行動指針(第2次)」等の各分野別行動指針の次期指針  
策定に係る市民意識等調査業務委託仕様書**

## 1 事業の趣旨

平成25年3月に策定した「京都市民健康づくりプラン(第2次)」の現状の評価・計画期間後半期に取り組む具体的な事業等の見直し及び「京都市たばこ対策行動指針(第2次)」等の各分野別行動指針の次期指針の策定に向けた基礎資料とすることを目的とした市民意識等調査を実施する。

## 2 実施主体

本事業の実施主体は京都市とする。

ただし、本事業を民間委託事業者に委託して実施する。

## 3 前提条件

受託者は、以下の各条件を前提として業務を遂行すること。

### (1) 苦情対応

業務遂行上で生じた苦情、トラブルについては、速やかに本市に報告し調整のうえ、対応は原則として受託者で行う。

なお、市職員に引き継ぐ必要のあるものは、受託先事業者から市職員に引き継ぐ。

### (2) 信用失墜行為の禁止

業務を遂行するにあたり、委託者の信用を失墜する行為を行ってはならない。

### (3) 秘密の保持

委託事業を実施するにあたっては、記録の漏えいを防止するとともに、業務従事者は守秘義務を課す等、必要な個人情報保護対策を講じること。

### (4) 危機管理

機器等の障害が発生した場合だけでなく様々な障害、事故、災害などの緊急事態が発生した場合においても、業務の遂行に支障をきたすことがないように十分な対応策及び緊急時の体制を整備すること。

### (5) 受託者は、上記(1)～(4)を含め、業務従事者に必要な教育を行うこと。

## 4 業務内容

以下の健康づくりに関する意識調査について、企画・運営事務を行う。

### 1 健康に関する意識調査

調査対象	15歳以上の京都市民の方
対象者数	5,000名
調査時期	平成29年5月～6月
調査方法	受託者から郵送配付し、京都市へ返送

## 2 京都市公共施設等の受動喫煙防止対策実態調査（以下、「公共施設等調査」という）

調査対象	市内施設・交通機関等
対象施設数	約3,500施設
調査時期	平成29年5月～6月
対象者 抽出方法	<p>市内の以下の施設について、タウンページ上で検索する。また、本市提供データを基に調査を行う。調査対象の選出にあたっては、タウンページ上で検索した後（3,500施設を上回る可能性あり）、本市と対象者の選出について協議を行った上で最終調査対象施設を決定する。</p> <p>なお、<u>平成29年1月に実施した対象施設が重複しないよう留意する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保健・医療・福祉機関（病院，介護老人保健施設，福祉施設）</li> <li>・ 保育・教育機関</li> <li>・ 公共性の高い場や職場（文化施設，運動施設，飲食店，小売・サービス業・その他事業所，宿泊施設，交通機関）</li> </ul>
調査方法	受託者から郵送配付し，京都市へ返送

### （1）調査票の校正

受託者は，京都市が作成した原案をもとに，市民が記入しやすいよう調査票の体裁を整える。また，「公共施設等調査」調査票には施設種別ごとに整理番号を追記する。

### （2）調査票の発送準備と発送

- ・ 調査票の作成，印刷（A4判）

※「公共施設等調査」については，業種ごとに4種類（一般，バス，タクシー，鉄道）の調査票あり。

また，一般については施設種別ごとに整理番号を印刷する。

- ・ 発送用封筒（角2），京都市返送用封筒（長3）の作成，印刷
- ・ 宛名シールの作成・貼付
- ・ 調査票等の封入封緘作業
- ・ 郵送の際には，健康に関する意識調査については，健康長寿のまち・京都いきいきポイント手帳を同封すること。また，受動喫煙防止の普及啓発チラシを両調査に同封すること。

### （3）調査票の郵送配布

調査票の返送先は京都市とするため，健康長寿企画課に調査票の受け取りに来庁すること

### （4）督促兼礼状はがきの作成と郵送

### （5）調査結果の電算処理と集計及び分析

- ア 調査結果の単純集計及びクロス集計データを提出すること

#### 【調査ごとの特記事項】

健康に関する意識調査	・平成23年度に実施した京都市健康と運動に関する調査との比較を含むこと。 ・健康長寿のまち・京都の実現に向けた取組に関する調査結果の分析内容を含むこと。
公共施設等調査	・平成29年1月に先行実施した627施設の調査結果を含むこと。 ・平成22年度公共施設等の受動喫煙防止対策実態調査との比較を含むこと。

イ 集計及び分析方法等は、京都市の指示に従うこと。

ウ 入力したデータは電子媒体で京都市に提出すること。

#### (6) 報告書の作成

版下と冊子500部について平成29年8月下旬を目途に作成

#### (7) その他調査実施に伴い必要な事項

調査結果を踏まえた今後の施策への提案 など

## 5 本事業業務委託に係る納品物

(1) 本市との連携による調査に係る調査票の検討及び作成

(2) 対象者への調査票の発送に係る業務

ア 調査票の作成、印刷

イ 送付用封筒（角2）の印刷、宛名シールの貼付

ウ 返信用封筒（長3）の印刷

エ 調査票等の封書詰め、発送

オ 督促等の実施（督促兼礼状ハガキの印刷、発送等）

(3) 調査票の回収及びデータ入力

(4) 調査結果の単純集計及びクロス集計

(5) 集計ソフトの作成及び提出

(6) 調査報告書の原稿作成及び提出

ア 調査報告書 500部

イ データ（CD等1部）

(7) 京都市民健康づくり推進会議及び各部会へ提出する資料作成及び運営支援、出席及び意見のとりまとめ及び議事録

議事録のデータ（CD等1部）を開催日から3営業日以内に提出すること。

受託者は、委託者から調査結果等に係る報告書類の提出指示があった場合は、適宜これを作成し委託者宛に提出すること。

## 6 留意事項

(1) 実施体制の確保

実務従事スペース、業務を遂行するうえで必要となるパソコン、通信設備等の機器類、消耗品等は、業務受託者が用意するものとする。

受託者は、履行期限内に円滑に事務が進められるよう、十分な体制で臨むこと。  
また、計画的な事務の推進のため、工程表を作成し、本市の確認を受けること。

(2) 権利の帰属

本業務の実施により得られた成果物は、本市に帰属する。

(3) 関係機関との連携

受託者は、本市及び関係機関の意見を研修等に反映させること。

また、よりよい事業となるよう積極的に関与・事業提案を行うこと。

(4) 再委託等の禁止

受託者は委託者の承認を得なければ、この契約に係る義務の履行を第三者に委託し、この契約に係る権利を第三者に譲渡し、又はこの契約に係る義務を第三者に承継させてはならない。

(5) その他

本業務を履行するにあたり、本仕様書に記載されていない事項、又は業務遂行上で疑義が生じた場合は、受託者と本市とで協議を行うこととする。

以上